

鳥栖市外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務等概要

(1) 目的

この実施要領は、鳥栖市外国語指導助手派遣業務に係る事業者の選定において、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を特定するため、公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものである。

(2) 業務名

鳥栖市外国語指導助手派遣業務

(3) 業務内容

別紙『鳥栖市外国語指導助手派遣業務仕様書』のとおり

(4) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 提案上限額

上限額 89,100,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額含む）

・提案する見積額は、上記を提案上限額とした3年間分の税込金額とする。

・参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

2. 担当部署（提出・問合せ先）

〒841-8511

鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市 教育部 学校教育課 （担当：教育指導係）

電話番号 0942-85-3520

メールアドレス gakko@city.tosu.lg.jp

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 令和7, 8年度における鳥栖市競争入札有資格者名簿（委託業務等）に登載されており、かつ、佐賀県内もしくは福岡県内に本店、支店、営業所等を有する業者であること。
- (2) 参加表明書提出時において、鳥栖市競争入札参加資格者停止等の措置要領による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、

経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをして又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律参（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。又は、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 令和4年度以降に、小・中学校に対して外国語指導助手（以下「ALT」という。）の派遣を目的とする地方公共団体発注の同種業務の契約実績があること。

4. 提出書類及び提出期限

(1) 提出書類・必要部数

- ① 参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ② 企画提案書（任意様式）

企画提案書はA4サイズ縦で統一し、企画提案の内容は、後段「6. 審査基準及び配点」で評価することを念頭に置き、仕様書に掲げる目的・業務内容を踏まえ作成すること。

- ③ 参考見積書（内訳を記載すること）

（①は原本1部、②・③は原本1部、副本7部を提出すること。）

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和8年2月10日（火）17時00分まで（必着）
- ② 提出場所：「2.担当部署」に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

(3) 参加申込等に関する質問

参加申込について質問がある場合は、質問書（様式第2号）を使用し、電子メールにて提出すること。

- ① 提出期限：令和8年1月30日（金）17時00分まで
- ② 提出場所：「2.担当部署」に同じ
- ③ 回答方法：提出された質問に対する回答を市ホームページに掲載する。

(4) 参加辞退届の提出

参加申込書兼誓約書の提出後、プロポーザルの参加を辞退する者は、参加辞退届（様式第3号）を提出すること。提出期限等については、「4. 提出書類及び提出期限（2）提出期限等」に同じ。

5. 審査方法

審査は、鳥栖市外国語指導助手派遣業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案内容を評価し、最も優れている提案を特定する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

本プロポーザルへの参加申込者に対し、後段「6.審査基準及び配点」で示す審査基準に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和8年2月20日（金）予定

(2) 審査結果の通知

審査結果の通知は審査を受けた全員に対して文書及び電子メールにて通知する。

(3) その他

① 提案事業者の出席は3人を上限とする。

② プレゼンテーションの所要時間は準備3分、プレゼンテーション20分、ヒアリング10分、撤収2分とする。また、順番は参加申込書の提出順とする。
パソコン等を利用する場合、スクリーン、プロジェクタ、HDMIケーブル、電源は会場に用意するが、その他のツールは提案事業者で準備すること。

6. 審査基準及び配点

プロポーザルは主に以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目	審査の視点	配点
1. 会社概要 及び実績	①小中学校の英語教育に対する基本理念、方針は優れているか。 ②A L Tの委託・派遣業務について、経験や実績を有しているか。	20
2. 管理体制・ 危機管理体制	①業務を円滑に遂行する体制が整っているか。 ②緊急時（事故・欠員・トラブル発生時）のフォローバック体制は整っているか。 ③学校及び教育委員会との連絡体制が整っているか。	20
3. A L Tの採用・ 配置	①学校及び教育委員会が必要とするA L Tの質を確保できるか。 ②学校のニーズに応じ、A L Tの配置調整ができるか。	20
4. A L Tの評価・ 育成	①A L Tの評価体制は整っているか。 ②A L Tを活用した授業の質が向上するよう努めているか。	20
5. その他、英語教	①英語教育の学力向上のために有効な独自の提案が	10

育の学力向上のための独自提案	されているか。	
6. 参考見積額	①業務に係る参考見積額が妥当であるか。	10
	合計	100

7. 実施スケジュール

事業者の募集及び選定は、以下のスケジュールで行うものとする。

※状況により変更する場合がある。

実施内容	日程
公募開始	令和8年1月27日（火）
質問受付締切	令和8年1月30日（金） 17時まで
質問回答	令和8年2月4日（水）
提案書等受付締切	令和8年2月10日（火） 17時まで
プレゼンテーション及びヒアリング実施時間、場所等の通知	令和8年2月13日（金）【予定】
プレゼンテーション及びヒアリングによる審査	令和8年2月20日（金）【予定】
審査結果通知	令和8年2月26日（木）【予定】
契約締結	令和8年3月下旬【予定】
業務開始	令和8年4月1日（水）【予定】

8. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プrezentation及びヒアリングに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、提案上限額を超過したもの

9. 審査結果の公表

次に掲げる事項を市のホームページ等に公表するものとする。

- (1) 業務等の名称
- (2) 主管課名及び履行期間

- (3) 優先交渉権者の名称及び点数
- (4) 次点交渉権者の有無及び名称
- (5) 委員会の構成人数

10. 契約方法

優先交渉権者特定後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行うものとする。なお、その際には、優先交渉権者に特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めないこととする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提出書類を無効とするとともに、競争入札参加資格者停止等の措置を行うことがある。
- (3) 提出された提案書類は返却しない。また、提出者に無断で提出書類を使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加者が1者のみである場合においても、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査の上、特定の可否を判断する。また、委員会の委員の採点の合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者若しくは次点交渉権者として特定しない。
- (6) 鳥栖市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある場合は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。